

火災・環境保全に関する主な事前手続

項目	法律・条例	許可・届出等に係る手続の概要	許可・届出等に係る罰則等
火災	各市町村火災予防条例	一定数量以上のプラスチック等の指定可燃物や潤滑油等の指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする場合には、あらかじめ消防署に届け出なければならない。	- ※危険物や指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準を満たさない場合は、30万円以下の罰金あり
		火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、炉、ボイラー、変電設備等を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署に届け出なければならない。	
		事務所等の防火対象物を使用しようとする者は、あらかじめ消防署に届け出なければならない。	
騒音・振動	騒音規制法第6条、振動規制法第6条、市町村環境保全（公害防止）条例	破砕機等の騒音や振動を発生する特定施設を設置しようとする場合やバックホー等による騒音や振動を発生する特定作業を実施しようとする場合、あらかじめ市町村に届け出なければならない。	5万円以下の罰金（騒音規制法・振動規制法） 20万円以下の罰金等（各市町村により罰則は異なる。）
悪臭	各市町村環境保全（公害防止）条例	樹脂加工等の悪臭を発生する特定施設を設置しようとする場合や合成樹脂の製造や加熱加工をする特定作業を実施しようとする場合、あらかじめ市町村に届け出なければならない。	20万円以下の罰金等（各市町村により罰則は異なる。）
水質汚濁	水質汚濁防止法第5条第1項	汚水等を排出する特定施設を設置しようとする場合は、あらかじめ県又は市に届け出なければならない。	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
道路	道路法第32条第1項	道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合には、道路管理者の許可を受けなければならない。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

土地利用・建築物に関する主な事前手続

項目	法律・条例	許可・届出等に係る手続の概要	許可・届出等に係る罰則等
農地	農地法第4条、第5条	事業計画地に農地(地目が農地の場合だけでなく、現況が農地の場合も含む)が含まれる場合には、あらかじめ県(千葉市・流山市・我孫子市で2haを超えない場合は、市)の許可(市街化区域内は届出)を受ける必要がある。	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
森林	森林法第10条の2	1haを超える地域森林計画の対象となる民有林の開発については、あらかじめ県の許可を受ける必要がある。	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
	森林法第10条の8第1項	1ha以下の地域森林計画の対象となる民有林の立木伐採については、あらかじめ市町村に届け出なければならない。	100万円以下の罰金
	千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第18条	0.3ha以上1ha以下の地域森林計画の対象となる民有林の開発については、あらかじめ県に届け出なければならない。	5万円以下の過料
都市計画	都市計画法第29条第1項	【市街化区域又は非線引き都市計画区域】 一定規模以上の開発行為(主として建築物の建築を目的とする区画形質の変更)をしようとする場合は、知事又は市長の許可を受ける必要がある。 【市街化調整区域】 原則として開発行為を行うことはできないが、一定の要件に該当する開発行為をしようとする場合は、知事又は市長の許可を受ける必要がある。	50万円以下の罰金
	都市計画法第29条第2項	都市計画区域外で1ha以上の開発行為(主として建築物の建築を目的とする区画形質の変更)をする場合は、知事又は市長の許可を受ける必要がある。	50万円以下の罰金
	都市計画法第43条第1項	市街化調整区域では原則として建築行為を行うことはできないが、一定の要件に該当する建築行為をしようとする場合は、知事又は市長の許可を受ける必要がある。	50万円以下の罰金
	千葉県宅地開発事業の基準に関する条例第7条第1項	都市計画区域外で1ha未満の一団の土地に係る宅地開発事業(主として建築物の建築の用に供する目的で一団の土地について行う土地の区画形質の変更に関する事業)をする場合は、知事又は市長の設計確認を受ける必要がある。	50万円以下の罰金
建築物	建築基準法第6条1項、第88条第1項	建築物又は工作物であって申請規模要件の適用があれば、建築前に建築確認申請を提出し、建築確認を受けなければならない。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

金属スクラップヤード等に関する問合せ先一覧

■ 火災に関すること

- ◆ 各市町村消防局本部 火災予防担当課

問合せ先の詳細は、右の QR を読み取りしてください。



■ 騒音・振動・悪臭に関すること

- ◆ 各市町村騒音・振動・悪臭担当課

問合せ先の詳細は、右の QR を読み取りしてください。



■ 水質汚濁に関すること

- ◆ 各県地域振興事務所（一部市を除く。）

問合せ先の詳細は、右の QR を読み取りしてください。



■ 農地に関すること

- ◆ 各市町村農業委員会

問合せ先の詳細は、右の QR を読み取りしてください。



■ 森林に関すること

- ◆ 各県林業事務所

問合せ先の詳細は、右の QR を読み取りしてください。



■ 道路に関すること

- ◆ 各県土木事務所

問合せ先の詳細は、右の QR を読み取りしてください。



■ 都市計画に関すること

- ◆ 各県土木事務所（一部市を除く。）

問合せ先の詳細は、右の QR を読み取りしてください。



■ 建築物に関すること

- ◆ 各市町村建築物担当課

問合せ先の詳細は、右の QR を読み取りしてください。



このチラシに関する問合せ先

千葉県 環境生活部 ヤード・残土対策課 金属スクラップヤード対策班

電話 043-223-3275